【ABC 消費者情報 Vol. 189】

## ◎6月からクーリング・オフはメールでもできるようになりました!!

2022年6月1日からクーリング・オフははがき等の書面のほかに電磁的記録(メールやFAX、事業者が自社のウェブサイトに設けるクーリング・オフ専用フォーム等)により通知することができるようになりました。

- ◆電磁的記録によるクーリング・オフをする際のアドバイス
- 〇契約書を確認し、電磁的記録によるクーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が記載されている場合には、それを参照した上で通知を行いましょう。
- 〇書面によるクーリング・オフと同様に、事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報(契約年月日、契約者名、購入品名、契約金額等)やクーリング・オフの通知を発した日を記載するようにしましょう。
- 〇クーリング・オフを行った証拠として、電子メールであれば送信メールを保存しましょう。また、ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォーム等であれば、画面のスクリーンショットを残しておきましょう。
- ○困ったときは、消費生活センターにご相談ください。
- ■鹿児島市消費生活センター Tel:099-808-7500 (相談専用)
- ■消費者ホットライン

Tel:188

## ■バックナンバーはこちら

http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 電話 099-808-7512